



三重大学人文学部教授
樹神 成

「行政法改革支援戦略と新しい比較行政法学」という標題で、市橋克哉「市場経済移行諸国における行政法の基礎理論」の記念講演、「市場経済移行諸国に対する行政法改革支援」についての樹神成（日本）、白藤博行（ドイツ）、本多滝夫（アメリカ）の報告が行われた。報告者達は、JICAのウズベキスタンの行政手続法制整備支援プロジェクトの参加者であり、ここでの経験をもとに比較行政法を発展させようとしている。報告者達は、「行政法改革支援を舞台とした支援国間および支援国・被支援国間の比較行政法を発展させ、それにより、行政法改革支援の戦略を充実させるとともに、支援国である日本の行政法を改めて世界のなかに位置づけ直す」ことが必要だと考えている。「英米法と大陸法から影響を受けた日本は、被支援国に最適な法整備支援を、豊富な比較法の知識にもとづいて行うことができる」というアプローチと異なり、支援国の法整備は支援国で歴史的に形成された法の特徴から自由ではなく、支援国はそのような意味での自国の法を発信するとともに、法整備支援をとおして自国の法の特徴と発展の方向を考えてみるべきだと、このアプローチは考える。

本多報告は、結果として、現代の法整備支援の存在と継続の背景が「グローバル化」であることを示している。報告は、支援国の行政法上焦点（「国内理論」）と、支援のために必要とされる要点（「支援行政法理論」）の乖離を指摘したうえで、この乖離が、発展段階の違いでないことを指摘する。「権利利益保護モデル」（19世紀モデル）、「公益実現モデル」（20世紀モデル）、「公私協働モデル」（21世紀モデル）とい順序で行政法の歴史を区分すると、現代の行政法整備支援は、「公益実現」や「公私協働」

の各モデルで検討されるべき課題に挑戦している。

支援国の国内理論と支援行政法理論が乖離することは、支援行政法理論が支援国の行政法から自由であることを意味しない。むしろ、支援国の支援行政法理論は支援国の行政法の特徴を色濃く反映する。樹神報告は、ウズベキスタンへの日本の行政手続法制整備支援の経験とアメリカの行政法改革支援の理論の特徴を対比することでこのことを明らかにしようとした。アメリカが進める中国への行政法改革支援やモンゴルやグルジアでのドイツの行政法改革支



市橋教授(名古屋大学) 白藤教授(専修大学) 本多教授(龍谷大学)

援を素材に一層精緻な検討が求められる。

樹神報告は、行政法改革支援の必要性が支援国で共通に認識され始めたことを指摘している。アメリカでも、被支援国での市場経済化の進展を背景に、裁判と法曹への支援を中心とした「法の支配」教条主義の法整備支援論が批判にさらされ、法と市民の接点で大きな割合を占める行政法の支援に注目が集まっていると主張する。行政法改革支援は法整備支援の「新しい波」である。

行政法改革支援の必要性ということで掘り下げられるべき問題が二つある。

ひとつは、行政法改革支援は二国間の法整備支援だけの問題かということである。白藤報告は、EU、ヨーロッパ人権裁判所およびヨーロッパ評議会という枠組のなかでの行政法改革支援（二国間関係を越えた法整備支援）と、この枠組のなかでの支援国であるドイツの行政法自体の評価と変容が問われるという視点を打ち出している。ドイツ行政法がヨーロッパ行政法の形成にどのような役割を果たし、形成されたヨーロッパ行政法がドイツ行政法にどう影響し、そして、ドイツが支援国としてヨーロッ

パの市場経済移行諸国にどのような支援しており、それがどのように受け止められているかという問題のトライアングルを法整備支援論の課題として解くことが必要となってくる。

もうひとつは、行政法改革支援の必要性が認められたとしても、行政法改革支援の対象国は、社会主義であった、または、ある国であり、多かれ少なかれ権威主義の国であることから、その可能性が問題となる。市橋報告は、こうした国における行政法改革の初期条件（「閉ざされた行政」「信頼を欠いた行政」「処罰する行政法」等）を確定しつつ、行政法改革が進展する国（中央ヨーロッパとバルト諸国）と停滞する国（旧ソ連諸国、とくに中央アジア）とに分け、後者における改革可能性を検討している。市橋方向は「一般化した信頼関係」（「特定化した信頼関係」の対立物）という「社会関係資本」が制度のなかにどのように埋め込まれるかを重視する。「社会関係資本」を市民社会や団体を中心に下から見るアプローチと、制度を中心に上から見るアプローチとに分け、下から「社会関係資本」の形成を期待しにくい国においては、上からの制度化＝法典化をとおして行政の自己拘束的運用を目指すべきであり、

この制度化＝法典化のなかにその「自己執行のメカニズム」を埋め込むべきだと主張する。この主張は、行政規則による個々の公務員の恣意や裁量の統制という日本の行政法の経験を踏まえたものでもある。

市民社会が弱く、権威主義である国での行政法の存在基盤とその改革可能性は、法整備の実務において重要であるばかりでなく、行政法の理論問題としても重要である。市橋報告が強調し、また樹神報告がアメリカの行政法改革（典型的な下からのアプローチ）との対比で検討したように、行政内部における恣意や裁量の統制（組織的監督）は重要であるが、同時に、行政と市民の行政における関係が外部化しない限り行政法は発展しない（アメリカの比較公法学者トム・ギンズバークは、権威主義国の行政における「司法化」に注目している）。行政手続法の支援はこの二つの要請をともに満たすものかもしれない。

提起された課題が、今後の法整備の実務と比較行政法の理論研究（理論と実践の統一）のなかでどのように解かれていくか見守りたい。



「法の支配」推進活動の国際動向 ～アジア諸国における司法アクセス問題と日本弁護士連合会の取組み～



日本弁護士連合会
国際交流委員会幹事
弁護士
鈴木 多恵子

近年国連やNGOを中心に、「法の支配」に関する活動が国際的な高まりを見せている。日本最大の国際司法支援参加NGOである日本弁護士連合会（日弁連）も、2008年10月、アジア諸国における司法アクセス問題と弁護士会の役割に焦点を当てた国際シンポジウムを、アジア諸国の弁護士を20名程度招聘してマレーシアのクアラルンプールで開催した。そこで本全体会議第二部においては、当職から、当該シンポジウムの報告を中心に、日弁連による支援活動の今後の展望等について報告した。

■ 「法の支配」の多次元化

「法の支配」に関する活動の国際的動向については、まず松尾弘教授（慶應義塾大学大学院法務研究科）により、各機関による多種多様なアプローチが紹介されるとともに、法の支配の概念の多元化及びその評価方法の問題点が指摘された。この点は、本年3月に制定された日弁連の国際司法支援活動に関する基本指針の解釈指針においても、「法の支配」の定義及びその外縁は確定的ではないこと、そして支援活動の実施にあたっては、様々な解釈を不断に研究し、真の法の支配の実現に貢献するよう努力すべきとの問題意識が示されているところでもある。

■ アジア諸国における司法アクセス問題

日弁連がこのテーマによるシンポジウムを開催したのは、アジアの発展途上国における「法の支配」を取り巻く具体的コンテキストにおいて、特に市民の司法アクセスの向上が重要であり、また市民の司法アクセスを阻害する問題の解決にあたっては、市民に最も近い

存在の法律家である弁護士及び弁護士会の果たす役割が大きいとの認識に基づくものである。また、市民の側から見たときに、市民にとって容易にアクセス可能な司法の実現は市民社会の強化につながるものであるが、必ずしも国家機関はその強化を最重要視しないことから（特に途上国においてはその傾向が顕著である。）、NGOとして各国の弁護士及び弁護士会に対する協力が特に有効であると考えられたからである。

かかる基本視点を軸に、本シンポジウムでは、主に各国の法律扶助制度を取り巻く問題点、弁護士過疎・偏在等のテーマを議論した。興味深かったのは、参加国の間で例えば法律扶助制度の成熟程度には大きな差が見られたものの、根本的な問題には共通点が多く、互いの経験が非常に参考になるということである。例えば、貧富の差なくより多くの市民に法律の援助を行き渡らせるための法律扶助制度の運営費用の獲得・拡充という点では、政府からの資金（税金）をいかに獲得するかが参加国全てに共通する問題点であったところ、日本の法テラス設立への弁護士会の関与の事例は、これから弁護士会の独立を保持しつつ政府への働きかけを強化しようとする国々からの注目を集めた。また、弁護士過疎・偏在問題においては、単に法曹人口の増加の問題や地方に赴く弁護士確保のためのインセンティブの話にとどま



「法律扶助制度と弁護士会の役割」に関するディスカッションの様子



「司法アクセスを阻害する諸問題」に関するパネルディスカッションの様子
(中央のパネル司会が矢吹公敏日弁連会員)

らず、市民による弁護士利用の需要を喚起・強化する観点から、弁護士の社会的地位の向上及び役割の強化や、市民の法教育の必要性にまで議論が及んだ。各国が抱える問題は、アジア諸国それぞれの多様な文化的・歴史的背景に起因し、多種多様であるが、近隣諸国も類似の問題を抱え、それらに様々な取組みを行ってきたことが明らかとなり、これらの経験を交換することには、極めて大きな意義があることが分かった。(本シンポジウムの内容や成果等より詳細には、矢吹公敏・筆者共著による「アジアにおける司法アクセスの現状と日弁連の役割」自由と正義2009年3月号をご覧ください。)

■今後の日弁連の取組み

本シンポジウムの成果については、日弁連の英文HPに掲載し世界に発信した(http://www.nichibenren.or.jp/en/directory/AC_Asia_Pacif.html)。当該

HPについては、早速外部国際機関から活動内容の問い合わせと協力要請があるなどの効果を見せており、改めて活動内容の世界発信の重要性を認識した次第である。

本シンポジウムは今後も継続開催を検討している。次回は2010年にオーストラリアが主催して行われる見込みであり、本会議での情報・意見交換を経て、各国でどのような取組がなされたのか等の報告が期待される。日弁連としても、アジアの弁護士会の一員として今後も開催に協力するとともに、英文HP等を通じて、アジア諸国の司法アクセス問題に関する最新の情報を世界に発信する情報センターとしての役割を担っていきたいと考えている。また、今回は日弁連の独自のファンド

を用いての企画であった。今後は、関係諸機関との連携を強化しながらも、市民に最も近い立場にある司法の担い手、そして法律実務家としていかに現地市民の為に貢献できるのかを考え、他の支援機関とは異なる独自の視点を持った活動も強化できればと考えている。



参加者全員の集合写真

次世代の法整備支援を担う人材育成

日本法教育協力研究センター日本法講師体験（モンゴル）に参加して



新62期司法修習生
久保田 祐佳

(1) 応募の動機

私がこの日本法講師体験に応募したのは、友人らと訪れたカンボジアで、売春宿に閉じ込められていたところを保護された少女の姿を見て、衝撃を受けた経験が影響しています。この経験から、途上国に生きる人たちのためにも尽力できる法律家になりたいと考えようになりました。ここから、途上国での法整備支援を体験できる、日本法講師体験の話聞いた際には、ぜひ応募しようと考えました。

(2) 実習内容

モンゴルの最高裁判所などの施設訪問と、モンゴル国立大学での日本法講師体験の大きく2つが実習の内容でした。日本法講師としては、①日本法の授業2回、②日本語の授業1回を担当しました。ここでは、①日本法の授業について、詳述することにします。

2回の日本法の授業のうち、1つは行政手続法を素材として、適正手続の考え方を紹介しました。もう1つは、日本民法上の即時取得等の規定を素材として、取引の安全の考え方を紹介しました。



日本民法の即時取得等を素材に取引の安全の考え方を説明している様子

これらをテーマとして選択したのは、次のような理由からです。まず、モンゴルについて調べてみると、

日本の行政手続法に相当する法律がなく、適正手続の考え方があまり浸透していないことがわかりました。また、モンゴルには日本の即時取得等に代表される取引の安全を保護する規定がとても少なく、市場主義経済体制への移行を進めて経済の活性化を図るには、取引の安全を保護する考え方をもっと取り入れる必要があるようでした。

そこで、日本の行政手続法や日本民法上の即時取得等の規定を題材として、適正手続や取引の安全を保護する考え方を紹介することにしました。いずれの講義も、具体例を挙げながらのケーススタディ方式で行い、適宜、図や絵も用いましたが、これらは好評でした。

(3) 日本法講師を体験してみて感じたこと

法整備支援というと、その語感から、立法支援を念頭に置いてしまいがちですが、むしろ、法の支配の担い手の育成支援であるという印象を持ちました。仮に途上国に出来上がった法律が、完璧で優れた法律でも、それを運用する人たちに問題があれば、法は意図されたとおりに運用されず、法の支配は実現されません。しかし逆に、出来上がった法律が不十分なものであっても、その法律を運用する人たちがしっかりといれば、法をあるべき姿へと自分たちで改良してゆけます。

従って、法整備支援の核は、法を運用して行く人たちの育成なのではないか、と感じました。これは、その国の法と未来を担う人たちの育成ですから、非常に責任の重い仕事であり、すぐには成果も見えにくい仕事ですが、これからも、自分を磨いて、私なりの方法で、法整備支援に関わってゆきたいと思います。



日本の行政手続法を素材として、デュープロセスの考え方を紹介している様子

ウズベキスタンでの法整備支援を体験して



新62期司法修習生
那須田 恵司

第1 はじめに

昨年10月、私は、日本法教育協力研究センター日本法講師体験として、2週間ウズベキスタンに派遣していただく機会に恵まれた。

同プログラムは、法科大学院修了生のキャリア形成プログラムの一環として提供されたものであり、私がこのプログラムに参加した動機は、法科大学院での法整備支援論の受講を通じてその意義に共感したこと、異なる歴史的・文化的背景を有する学生が日本法をどのように捉えるのか体感し、今後のキャリア形成に活かしたいと思ったからであった。

第2 実習内容等

ウズベキスタンでの実習内容は、僅か2週間という短期間にも拘らず、日本法講義、日本語講義の補助、及び各種機関の見学等、非常に充実したものであった。

まず、日本法講義では、私は会社法を担当し、株式取得による企業支配と買収防衛策を扱った。私がこのテーマを選択した理由は、会社法の中でも会社法制度の違いについて理解する格好の応用問題だと思ったことと、日本への留学を目指す学生たちにとって、日本の最先端の議論に触れることは有益だと考えたことの2点からであった。

講義当日は、当初の心配に反し、用意していた事柄は概ね理解してもらえたようであり、また、ウズベキスタン法を前提とした学生からの質問については、私自身にとっても非常に興味深いものであった。

次に、日本語講義においては、先日施行されたばかりの裁判員制度について、全6コマを使い、陪審制度や

参審制度と比較をしつつ理解を深めた後に、実際に学生主体で模擬裁判を行い、さらに、その是非についてディベートをするという密度の濃いものであった。

模擬裁判では、合議の場面で、私を含めた裁判官役のリードで結論が容易に左右され得ることを経験してもらい、一般市民の感覚を如何に取り入れていくかという運用上の難しさについても伝わったのではないかと思う。

また、ディベートの際に強く感じたことだが、学生たちは、反対意見を的確に批判した上で自己の見解について説得的に立論していくことには慣れていない様子であり、法律的思考に必須の論理的思考能力をいかに研磨させるかという点が今後の課題だろうと思った。

以上の講義に加え、首都タシケントの弁護士会、弁護士会リーガルクリニック、JICAオフィス、司法省、及び裁判所を訪問させていただき、ウズベキスタンの弁護士制度の問題点や弁護士の立場といった法曹の実情などについてお話を聞かせてもらった。

第3 おわりに

私は、今回の体験から法整備支援における人材教育の重要性とその困難さを肌身で感じる事ができた。この貴重な機会を提供してくれた名古屋大学に感謝するとともに、この経験を今後活かしていきたいと思う。



日本法センターの学生たちと共に（左から6番目が筆者）

「IDLO (International Development Law Organization) で“一生モノ”のインターン」 (於・オーストラリア・シドニー／2009年6月～8月)



日本IBM株式会社／
2009年3月名古屋大学
大学院国際開発研究科
修了
高橋 麻奈

「草の根の人々のための法整備支援」についてもっともっと知りたい!」

それがインターンシップに参加した大きな理由である。法整備支援を研究していた名古屋大学大学院国際開発研究科在学中、私は立法支援等の国家レベルの援助ではなく、被援助国に暮らす「人々」に着目した援助に関心があった。

そのようなときに、IDLO (International Development Law Organization) という団体を知った。IDLOは、移行経済国や破綻国家などの法の支配やグッドガバナンスの促進を目指して活動しているInter-Governmental Organization (IGO) である (1983年設立・本部ローマ)。IDLOは、被援助国の人々 (Local People) のニーズに着目した法整備支援を行っていたために、その手法を知りたい! と思い、インターンへの応募を決意した。履歴書の提出、Skypeでのインタビュー、エッセイ執筆等の選考を経て、2008年6月から3ヶ月間、私はIDLO初の日本人インターン生となった。

法整備支援の「現場」を駆け回る

私は、豪・シドニーにある、アジア・太平洋地域のプロジェクトを統括している地域事務所の、Asia Pacific Regional Centre (APRC) に配属された。

インターンもIDLOにとって重要な戦力であったため、仕事の中で求められる能力・技術・知識レベルは非常に高かった。英語での書類作成や調査、さらにコモンロー体系を持つ豪の判例解釈に毎日苦戦を強いられた。知識・語学力共に未熟であることを痛感したが、やるしかないと思い、必死で業務をこなしていった。

IDLOはインターンにもプロジェクトの最前線で仕事を任せてくれた。特に印象に残っているのは、Justice Education Training (JET) Programme for Formal

Justice Providersというインドネシア・アチェにおける公式裁判所の機能向上を目的としたプロジェクトである。UNDPの出資によって行われるプロジェクトで、IDLOが新規事業として立ち上げる過程に、私も関わらせていただいた。UNDPに提出する提案書の一部を、私も担当して執筆した。幾度も調査・ミーティング・現地との電話会議を重ね、提案書を作成していった。最終的にUNDPの審査を通過し、このプロジェクトは昨年12月よりIDLOによってアチェにて実施されたのである。

かけがえのない3ヶ月間

帰国後、IDLOでの経験に基づき「Access to Justice 拡大につながる法整備支援 —IDLOによるADR (裁判外紛争解決手続) 制度整備支援を事例として—」と題して修士論文を執筆した。インターンを通じて、日本での学びだけでは知り得なかったユニークな法整備支援の知識を得ることができ、研究に対して多くの示唆を与えられたと思う。

IDLOでのインターンは、私にとって大きな挑戦であった。憧れの国際機関で実際に開発援助の仕事に挑戦する経験によって、何事も「やってみる」度胸がついた。民間企業で働いている今も、シドニーで過ごした3ヶ月間で学んだ「物怖じせずに頑張る度胸」を忘れずに心に留めている。そして、「いつか必ず法整備支援をデザインできる人になるのだ!」という想いを胸に秘めている。

最後に、大学院教育改革プログラムにご支援いただき、心から感謝申し上げます。



APRC オフィスのスタッフの方々と

法学専門大学院「設立直前」を体験して



名城大学法学部法学科
助教

長谷川 乃理

2009年2月1日から同月28日まで、韓国・ソウル市立大学校においてインターンシップ生として受け入れていただいた。

私は、これまで韓国の商法、特に取締役の責任追及の方法について研究してきた。その過程で、韓国の商法が制定・改正される際、日本の商法（会社法）に対する評価はどのようになされてきたのかに関心を持った。今回のインターンシップで、私は、韓国が法学専門大学院制度を導入するにあたって日本の法科大学院制度はどのように評価されているのか、現場の状況を体験したかった。分野は違っても、日本の制度を検討し、評価し、韓国独自の制度を作り上げる過程を実際に体験したいと考えたのである。

インターンシップに応募する以前、韓国において法学専門大学院制度が設計されたこと、およびその設立認可がなされる過程で日本の法科大学院制度についても検討されたことは報道を通じて知っていた。また、設立認可を受けた韓国の大学が名古屋大学法科大学院を視察した際には通訳などのお手伝いをさせていただいており、韓国の法学専門大学院については一応の知識があるつもりでいた。

しかし、現場は「一応の知識」などでは片付かない状況だった。

厳しい設立認可基準、司法試験法制定の遅れ

韓国の法学専門大学院制度の特徴は、特に設立認可・定員設定の厳格さにある。教員のうち20%は実務家であること、法学専門大学院専用の建物と図書館が設置されていること、各大学の特色を打ち出すことなどの条件が法定され、この基準に沿って法学専門大学院の設立許可を申請した41校のうち、実際に認可が下りたのは25校のみに対してであった。ソウル市

立大学は274億ウォンをかけて設置申請のための準備を行った（他大学の平均は115億ウォン程度）。また、各法学専門大学院の入学定員も設立認可の際に定められ、ソウル市立大学校の定員は50人であった。

しかし、3月の開講を目前にして、いまだ新司法試験制度の概要を定める「司法試験法」が制定されていなかった。新司法試験は、試験科目も、合格定員すらも決まっていない。ゴールが見えない、そんな状況で私のインターンシップは受け入れられていた。

「気づいたことは、何でも指摘してほしい」

ソウル市立大学校では、設立認可基準を上回る規模で建設された「法学館（法学専門大学院用の建物）」で、韓国の「助教」の皆さんと机を並べた。その助教の皆さんと、研究室で定員（合格定員と入学定員の相関）について議論したり、金大元教授から、具体的な教育環境について「気づいたことは、何でも指摘してほしい」と何度も質問を受けたり、逆に質問をしたりできたインターンシップの時間は、私にとって本当に貴重なものであり、これからの研究活動に有用なものであった。

今回インターンシップに参加する機会を下さった大学院教育改革支援プログラム関係者の皆様、そして、あれほど慌しく、余裕のない中であたたかく迎えてくださったソウル市立大学校の皆様に、心から感謝させていただきます。本当に、ありがとうございました。



ソウル市立大学校法学館 (<http://lawschool.uos.ac.kr/>より)

New ウズベキスタン便り



ウズベキスタン知的財産法改正支援

1 ウズベキスタン知的財産制度の現状

1) 知的財産権関係法令

① 条約等

1991年12月、WIPO（世界知的所有権機関）加盟と同時に、パリ条約、特許協力条約（PCT条約）、マドリッド議定書等を批准し、その後、商標法条約、ブダペスト条約、植物新品種保護条約（UPOV条約）、ベルヌ条約他主要な国際条約・協定等を批准している。他方、WTO（世界貿易機関）には未加盟であり、TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）は批准していない。

② 国内法

国内においては、第1章「通則」・第2章「著作権」・第3章「著作隣接権」・第4章「発明、実用新案及び意匠権」・第5章「新種の植物及び動物に対する権利」・第6章「違法な利用に対する非公開情報の保護」及び第7章「取引当事者、商品、労務及び役務の識別手段（商号・商標・サービスマーク・原産地名）」の全71条文からなる民法第4編「知的財産権」と、特許・実用新案・意匠法、商標法、著作権法、植物及び動物の新品種に関する法律、商号法、コンピュータプログラム及びデータベース保護法、集積回路の回路配置保護法等の個別法によって、知的財産法体系が構成されている。

2) 執行機関

特許・意匠・商標・植物等新品種の審査及び登録等は特許庁がこれを行い（特許権等の付与に関する不服申立機関として係

争審議会（Board of Appeal）が設けられている）、また著作権及び著作隣接権については著作権局がこれを管理する。

3) 出願状況（WIPOホームページより引用）

2002年から2005年までの国内出願件数は、

① 特許権

出願数 276件（内国人にかかるもの 264件）

登録数 264件（内国人にかかるもの 254件）

② 商標権

出願数 960件（内国人にかかるもの 349件）

登録数 838件（内国人にかかるもの 349件）

③ 意匠権（2002）

出願数 145件（内国人にかかるもの 141件）

登録数 99件（内国人にかかるもの 91件）

と報告されている。

また、2005年の国際出願件数は、

④ PCT出願（特許）



タシケント法科大学



弁護士・弁理士

三木 浩太郎 (みき こうたろう)

中央大学法学部法律学科卒。1988年4月弁護士登録、2004年2月弁理士登録。主に知的財産権争訟を取り扱い、日弁連知的財産推進本部委員、日本の財産仲裁センター仲裁・判定人、日本弁理士会特定侵害訴訟代理業務能力担保研修講師等を務める。2008年5月よりウズベキスタン日本法センタースクーリング（知的財産）及び知的財産法改正支援に関与。

出願数 165件

登録数 143件(外国人のみ)

⑤マドリッドシステム（商標）

出願数 2278件(外国人のみ)

登録数 1905件(外国人のみ)

と報告されている。

2 知的財産法の問題と課題

1) 条約面については、上記のとおり、TRIPS協定を除く主要な国際条約を批准しており、一応は「知的財産権保護国」の仲間入りを果たしていると言える。しかし、批准された各条約の対応規定は未だ国内法において整備されておらず、また、内国民待遇の原則のような、本来、自己執行力のある規定について、国内で適正に適用されているかについては、不明な部分も多い。

将来的には、TRIPS協定批准に向け、同協定の要求する知的財産権保護及び行使の最低基準を充足することが課題となると思われる。

2) 国内法については、民法第4編と各個別法による重複的保護の要否（知的財産権の保護規定を民法に一本化しているロシア等の法体系と、これらを個別法で規定している日本等の法体系が存する）、両者の内容的な矛盾抵触の解消、両法の適用上の優先関係など法体系全体から検討すべき基本的な問題があると思われる。

また、民法第4編及び各個別法に関しても、実体的に各知的財産権の内容（客体・権利内容・保護期間・権利行使の制限等）について明確に規定されていないものも多く、また、出願・審査・不服申立など権利を取得するための手続規定も少ないため、権



司法省

利カタログとしての機能を十分に果たせないと思われる。これらを充実整備し、知的財産権を取得・活用する動機付けとなるように工夫する必要があると考える。

3) もとより、知的財産制度が有効に機能するためには、知的財産法の整備で事足りるものではなく、自国産業の保護、知的財産権を戦略的に取り込んだ政策立案、適正な知的財産権の保護と執行、知的財産制度を運用する人材の育成等が一体的に構築されなければならない。しかし、知的財産権の保護は、海外からの投資・技術移転を促進し、国内の雇用を確保し、技術力を向上させるなど自国産業の発展に寄与する要素の一つであることは明らかであるから、筆者としては、今度ともウズベキスタンが、知的財産保護政策を充実させることに助力したいと願うものである。

中国独占禁止法の施行とその課題

—史際春・中国人民大学教授講演会—



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター・大学院法学
研究科准教授

林 秀 弥

はじめに

2009年1月22日に、「経済法・国際ワークショップ」シリーズとして、史際春・中国人民大学法学院教授による「中国独占禁止法の施行—思想と実践—」と題した講演会を開くことができた。

史教授とは中国商務部での研究会で一緒に過ごしたときに意気投合し、いつか名古屋にお呼びしたいと思っていた。今年初めに教授が日本へ調査旅行に来られると聞き、これ幸いと名古屋での講演をお願いしたところご快諾いただき、今回の開催にこぎつけたものである。中国独占禁止法は施行後間もないこともあり、今回の講演会は誠に時宜を得たものであった。以下では、中国独占禁止法の概要について紹介した上で、講演会の模様をスケッチしてみたい。

中国独占禁止法（反壟断法）の成立

2008年8月1日、中国において初の包括的な独占禁止法となる中華人民共和国反壟断法（以下、原則として、中国独占禁止法という）が施行された。中国では、第14回共産党大会（1992年）以降、中国経済の市場経済化の進展を受けて、競争政策の導入と関係立法化作業が次第に進められた。

まず、1993年に「不正競争防止法」が制定され、不当廉売、拘束条件付販売、不当景品、入札談合等の禁止が規定された。また、1997年には「価格法」により価格カルテルの禁止等が規定され、2003年には同法に基づき、価格独占行為禁止暫定規定が制定された。

こうした流れの中、全3回の審議を経て、2007年8

月30日、中国全国人民代表大会常務委員会において包括的内容を有する独占禁止法が採択され、2008年8月1日の施行に至ったものである。

中国独占禁止法の制定経緯

中国の包括的独占禁止法については、国家工商行政管理総局が1994年頃から起草を行ってきたが、2003年4月の省庁再編により商務部が発足して以降、商務部主導により中国独占禁止法の起草が進められた。商務部は、2004年3月に中国独占禁止法草案を国務院法制弁公室（日本の内閣法制局に相当）に提出した。同法案は、法制弁公室における審議を経て、2006年6月7日、国務院常務会（日本の閣議に相当）にて承認・採択され、全人代常務委員会（議会に相当）に提出された。法案通過のためには全人代常務委員会において通算3回の審議（同常務委員会は2か月おきに年6回程度開催される）が必要とされるところ、2007年8月24日から第3回の審議が開催され、同年8月30日、第10期全人代常務委員会第29回会議にて同法案が採択され（第1回2006年6月24日、第2回2007年6月25日）、2008年8月1日、施行された。

中国独占禁止法の概要

中国独占禁止法は、全8章57条から成り、第1章：総則、第2章：独占的協定、第3章：市場の支配的地位の濫用、第4章：企業結合、第5章：行政権力の濫用による競争の排除及び制限、第6章：独占的行為と疑われる行為に対する調査、第7章：法的責任、第8章：附則により構成されている。

中国独占禁止法の執行機関については、同法運用の責任機関として「国務院独占禁止委員会」、また、同法の執行機関として「国務院独占禁止法執行機関」がそれぞれ国務院により設置されることとされており、国務院独占禁止委員会は、競争政策の策定、市場における競争状況の調査・公表、ガイドラインの策定及び他機関との調整等を行うこととされ（第9条）、国務



院独占禁止法執行機関は独占禁止法の執行業務を担うこととされている（第10条）。また、国務院独占禁止法執行機関は、業務上の必要に応じて、省、自治区及び直轄市の人民政府における対応機関に対して権限を授与し、法執行業務を行わせることができる（第10条）。

独占禁止法執行機関については、商務部、国家發展改革委員会、国家工商行政管理総局の3機関が認定されたところであり、それぞれが企業結合、独占的協定、支配的地位の濫用行為にかかる規制を行うとされている。

講演会での議論

史教授は、上記を踏まえた上で、中国独占禁止法の効果的な施行は、社会全体において適正な市場経済理念と競争行動が形成されてこそ可能であることを論じられた。すなわち、中国は計画経済の歴史が長く、

市場経済は始まったばかりである。加えて、伝統的には自主的、自立的な個人を基礎とする公正競争に基づく社会よりも、個人的な人間関係が重視される宗法社会であった。かかる状況のもと、中国独占禁止法制は同国特有の障壁に直面しているといわなければならない。このように論じられた上で、史教授は思想と実践の両面から、中国独占禁止法の現状と課題を析出された。

今回の講演会では、史教授が独占禁止法の民事的なエンフォースメントに積極的であり、日本の独占禁止法において、排除措置命令等前置主義が前提とされている独占禁止法25条訴訟の他に、民法709条訴訟の道があることに重要な意義を見いだされていたことが、筆者の印象に強く残った。

さいごに

本講演会の開催にあたっては、鮎京正訓・法政国際教育協力研究センター長をはじめとして、宇田川幸則・同センター准教授、川島富士雄・大学院国際開発研究科准教授、楊東・中国人民大学副教授にご協力いただいた。戴龍・中国政法大学副教授には当日通訳の労をおとりいただき、大変お世話になった。このほか、当日熱心にご参加いただいた浜田道代・公正取引委員会委員、同中部事務所の方々をはじめ、関係するすべての方々に厚く御礼申し上げたい。

(はやし・しゅうや / shuya.hayashi@law.nagoya-u.ac.jp)

史 際 春 (SHI Jichun)

1952年上海出身。1982年安徽師範大学政治教育学部卒業、1985年安徽大学及び上海社会科学院民法課程修了、1985年から1988年まで安徽大学法律学部講師、1991年中国人民大学民法博士課程修了・博士学位取得、1991年中国人民大学法学院助教授を経て、現在、同教授、経済法室主任。2005年から2006年にかけて国務院法制弁公室独占禁止法審査専門家委員会委員を務めた。現在、中国法学会経済法学研究会副会長、北京市人民代表大会常務委員会委員、北京市人民政府顧問、中国国際貿易仲裁委員会仲裁員、北京仲裁委員会仲裁員を務める。主な研究業績として、『国有企業法論』（中国法制出版社、1997年）、『中国経済法の理論と実際』（成文堂、2000年）、『経済と法の相互作用の真諦探求』（法律出版社、2002年）、『独占禁止法の理解と適用』（中国法制出版社2007年）など。



JICA東ティモール行政官法令作成能力向上研修 —ポスト紛争国家における法整備支援の試み



名古屋大学
大学院国際開発研究科
准教授
島田 弦

本研修は、東ティモール司法省で立法整備を担当する行政官2名を招聘し、名大などで立法技術向上に向けた技術支援を行った。

東ティモールは、2002年に独立を果たした世界でもっとも新しい国家である。東ティモールは、16世紀頃にポルトガル植民地となった。周辺島嶼はオランダ領となり、その後インドネシアとして独立していったが、東ティモールは引き続き植民地支配下にあった。1974年、ポルトガルで保守独裁体制が倒れ、新政権は植民地独立容認を宣言した。東ティモールでは、独立の主導権をめぐり内戦が発生し、結局1975年、左派系政党フレテリンが権力を掌握し独立を宣言した。しかし、左派政権を嫌うインドネシアは軍事侵攻し、翌年東ティモール併合を宣言した。インドネシア占領下で、ポルトガル時代に手つかずだった道路などのインフラ、教育制度が整備される一方、独立派ゲリラを掃討する国軍による深刻な人権侵害が横行し、また白檀など希少資源も収奪された。1998年、スハルト体制が倒れたインドネシアは東ティモール独立容認を宣言し、翌年に独立に関する住民投票が行われた。投票結果は「独立」選択だったが、開票直後に国軍の支援する独立反対派民兵が大規模な破壊活動を行い、公共インフラ・公文書は悉く破壊され、大量の避難民が発生した。

東ティモールの国造りは、社会資本・人材が著しく不足した状態からスタートした。特に行政・司法を担う人材不足は深刻である。その原因には、①インドネシア時代に東ティモール人

が責任ある地位から排除されていた、②ポルトガル語が国語に選択され、インドネシア語教育を受けた世代が能力を十分に発揮できない状態がある。法整備については、原則としてインドネシア法がひきつづき有効であり、法制度の東ティモール化が喫緊の課題である。また、ポルトガル政府が法制度整備を全面的に支援しており、各部署にポルトガル人顧問が配置され、實際上、彼らが法整備を担当している。

本研修は、ポルトガル人顧問の作成する法案を東ティモール人職員が主体的に評価できるようにし、将来的に自立した法案作成能力を持つことを目標とした。支援の中心を担うポルトガル政府との協調を重視し、ポルトガル人顧問もオブザーバーとして招聘し研修内容を把握するようにしたのは本研修の特徴である。研修前半は、名大での行政立法案演習を行い、また名古屋市の条例作成についての講義も受けた。後半は東京で、慶応義塾大学・松尾教授の日本法整備史の講義、参議院法制局、法務省民事局及び法務省法務総合研究所での立法実務講義を受けた。日本弁護士連合会及び第二東京弁護士会仲裁センターでは仲裁実務の講義を行った。これは、避難民発生による土地紛争が頻発する同国で、ADR法制化が緊急の課題となっているためである。なお研修は、研修員がよく理解する言語としてインドネシア語・英語で行った。



研修員、ポルトガル人顧問、研修スタッフ集合写真

センター長便り 第7回

茶、絹・綿、漆



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター長
鮎京 正訓

1. 5月の連休にカザフスタン司法省法令研究所とCALEが学术交流協定を締結するために現地入りを予定していたのであるが、新型インフルエンザとの関係で、その日程が延期された。

そこで、突然に日程が空いた連休のある日、CALE特別アドバイザーの加藤武夫さんとスタッフの柴田智子さんが「伊勢茶製造見学ツアー」を企画してくれ、三重県四日市市の水沢にあるお茶畑を見、また茶業振興センターで茶の製造工程をつぶさに見学することができた。

茶葉を蒸し、その後、もみながら乾燥させていく工程を知り、茶というものは、とてもシンプルな工程によって出来上るもので、おいしいお茶を作るために、茶農家の人々は、たいへんな努力をされているのだということに、あらためて気づいた。お茶は、いうまでもなく、とくにアジア地域が栽培に適しており、中国はもとより、ベトナムなど東南アジアでも作られており、アジア各地に出かけると、その土地のお茶の味を楽しんでいる。

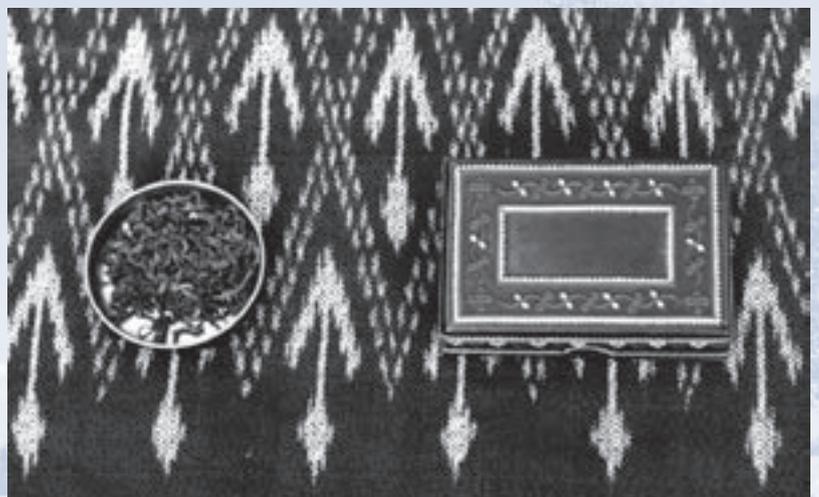
2. この2月にラオスに出かけたときに、ずっと気になっていたラオスの綿（ラオ・コットン）に親しむことができた。絹ということでは、中央アジア・ウズベキスタンのもの、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイなど「メコン・シルク文化圏」のものが有名である。その中でも、とくにラオスの絹織物は多くが今日もまだ手織りで行われていることもあり、日本人々にも人気が高いが、絹とならんで、ラオスでは綿製品も盛んに作られており、自然の染色は、本当に美しい。法整備支援がご縁と

なり知己を得た通訳者のチャンタソンさんが『ラオスの布を楽しむ』（アートダイジェスト、2006年）という素晴らしい本を上梓されている。御一読されることをおすすめする。

3. ミャンマー（ビルマ）からの帰朝者からいただいた「漆」を見て驚いた。それは小物入れの漆器であったのだが、塗りと細工のあまりの見事さに目を見張った。それがきっかけで、漆について調べてみた。手近なところでは、松田権六『うるしの話』（岩波文庫、2001年）、漆を特集した季刊『銀花』81号春（1990年。古本屋でよく見かけるので入手しやすい）、が役に立つ。

それらによると、漆の木は、日本、中国、ベトナム、タイ、インド、ミャンマーなどに生育し、これらの地域で漆器が作られている。とくに『銀花』の特集には、漆職人の角偉三郎（かどいさぶろう）さんが、タイ、ミャンマー、ブータンの漆器を見学に行かれたときの文章が載っている。ミャンマーの漆器を見て角さんは、「それにしてもすごい技術やなあ、日本でいえば人間国宝の人たちが並んでると思ったね。それほどしっかりした技術です」とのべている。この文章を読み、ミャンマーの漆の素晴らしさを再確認することができた。

茶にせよ、絹・綿にせよ、漆にせよ、これらは、アジア諸国の人々の生活に根づいたものである。法整備支援をしながら、これらのアジアの文物に親しむことができることに、幸せを感じている。



ベトナムのロータス茶、ミャンマーの漆器、ラオスの綿布

60th Anniversary

名古屋大学法学部創立60周年 記念式典・記念講演会

日時 2009年7月18日(土) 14:00-17:00

場所 名古屋大学豊田講堂

「裁判員制度はじまる ー期待と展望ー」

動き始めた裁判員制度について、大学の卒業生であり、
現職の最高裁判所判事である宮川光治氏にお話していただきます。



最高裁判所判事 宮川光治氏

1964年3月 名古屋大学法学部卒業
1988年3月 名古屋大学大学院法学研究科修士課程修了

※開場13:00

記念式典(14:00-15:20)

1. 挨拶
2. 来賓挨拶
3. ビデオ上映「名古屋大学法学部60年の歩み」

記念講演会(15:30-17:00)

1. 講演
2. 質疑応答(30分程度)



<対象者>
一般市民、大学生、高校生、同窓生、在学生、保護者

<申込み方法>
ファックスまたはメールでお申し込み下さい。
・ファックス：裏面の申込書をご利用下さい。
・メール：名古屋大学大学院法学研究科HPC室にご覧下さい。
<http://www.law.nagoya-u.ac.jp>

<申込み-問い合わせ先>
〒464-8601 名古屋市中区千種区千種町 C4-3 (700)
名古屋大学文系棟4階 総務グループ(法学研究科庶務)
TEL:052-789-4901 FAX:052-789-2666
E-mail: 60thoffice@nagoya-u.ac.jp

参加無料・申込締切 7月8日(水)

主催：名古屋大学大学院法学研究科・法学部、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)
名古屋大学法学部同窓会、名古屋大学法学部賛助会
後援：愛知県弁護士会、中日新聞社

行事予定(2009年6月～7月)

6/13(土)	「法の支配セミナー」 於：プライムセントラルタワー (名古屋市西区)	【招聘者】 Brian Tamanaha (アメリカ・セントジョンズ大学)
6/22(月)	ワークショップ「ラオスにおけるSidaによる法学教育支援プロジェクト」 於：名古屋大学・CALE	【招聘者】 Viengvilay Thengchanhaxay (ラオス国立大学) Erik Häggqvist (Sida)
7/18(土)	名古屋大学法学部創立60周年行事記念式典・記念講演会「裁判員制度始まるー期待と展望ー」 於：名古屋大学	【講師】 宮川光治 (最高裁判所)

2008年12月～5月の行事

行事 (国内開催)		
12/13(土)～14(日)	2008年度 名古屋大学「法整備支援戦略の研究」全体会議 於：名古屋大学・国際開発研究科	【参加者】 約65名
12/26(金)	「ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーションWS」 第3回会合(法務省法務総合研究所国際協力部との共催) 於：法務省法務総合研究所	【参加者】 森永太郎、渡部洋子、 福岡美由紀(法務省法務総合研究所)、 竹内麻衣子(JICA)、鮎京正訓、瀬戸裕之、 傘谷祐之、ラオス人留学生7名(名古屋大学)
1/22(木)	国際ワークショップ「中国独占禁止法の施行——思想と実践」 於：名古屋大学・CALE	【講師】 史際春(中国人民大学)
2/25(水)	「ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーションWS」 第4回会合(法務省法務総合研究所国際協力部との共催) 於：名古屋大学・CALE	【参加者】 森永太郎、渡部洋子、 福岡美由紀(法務省法務総合研究所)、 竹内麻衣子、清水麻緒(JICA)、鮎京正訓、 瀬戸裕之、傘谷祐之、ラオス人留学生7 名(名古屋大学)
3/2(月)～13(金)	JICA国別研修「東ティモール法案作成能力の向上」	【研修員】 2名

3/23(月)		CALE外国人研究員報告会「個人権利にかかわる条約解釈のあり方について—最高裁西松建設会社事件判決を素材に一」 於：名古屋大学・CALE	【講師】辛崇陽（中国政法大学、CALE外国人研究員）
3/30(月)		「ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーションWS」第5回会合（法務省法務総合研究所国際協力部との共催） 於：法務省法務総合研究所	【参加者】赤根智子、森永太郎、渡部洋子、福岡美由紀（法務省法務総合研究所）、清水麻緒（JICA）、鮎京正訓、瀬戸裕之、傘谷祐之、ラオス人留学生6名（名古屋大学）
5/11(月)		「ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーションWS」第6回会合（法務省法務総合研究所国際協力部との共催） 於：名古屋大学・CALE	【参加者】鮎京正訓、瀬戸裕之、傘谷祐之、ラオス人留学生6名（名古屋大学）、佐藤直史（JICA）、森永太郎、渡部洋子、瀬井宏之（法務省法務総合研究所）
行事（海外開催）			
3/14(土)～15(日)	カンボジア	「日本・カンボジア比較法研究に関する国際会議」 於：王立法経大学（プノンペン）	【参加者】約60名、 【派遣者（名古屋大学より）】戒能通厚（早稲田大学）、原田純孝（中央大学）、ペロニカ・テイラー（ワシントン大学）、コン・テイリ（名古屋大学）
3/19(木)～29(日)	モンゴル	日本法センター春季スクーリング（憲法・日本政治史） 於：日本法センター（ウランバートル）	【講師】愛敬浩二、増田知子、社本洋典（名古屋大学）
3/24(火)～3/28(土)	ウズベキスタン	日本法センター春季スクーリング（司法制度、弁護士制度、韓国行政法、日本ロシア関係の歴史） 於：日本法センター（タシケント）	【講師】森永太郎（法務省法務総合研究所）、竹中浩（大阪大学）、崔 桓容（韓国法制研究院）、 【コーディネータ】市橋克哉、プルハノフ・アクマル（名古屋大学）
その他海外派遣・受入			
派遣		派遣者	
12/23(火)～12/27(土)	ウズベキスタン	日本法センター運営に関する協議会参加 於：日本法センター（ウズベキスタン）	杉浦一孝（名古屋大学）
1/6(火)～1/8(木)	ベトナム	日本法センターの運営に関する協議および県サポートデスク開設記念行事出席 於：ハノイ法科大学、ベトナム投資省、ジェトロベトナム事務所、JICAベトナム事務所（ハノイ）	鮎京正訓、加藤武夫（名古屋大学）
1/25(日)～2/2(月)	ラオス	ラオスにおける法整備支援の現地調査 於：ラオス司法省、最高人民裁判所、最高検察庁、ラオス国立大学法・政治学部等（ビエンチャン）	渡部洋子（法務総合研究所）、鮎京正訓、傘谷祐之（名古屋大学）
2/17(火)～2/22(日)	フランス	人権に関するASEM国際会議に出席 於：ホテルヒルトンストラズブル（ストラズブル）	鮎京正訓（名古屋大学）
2/17(火)～2/28(土)	ウズベキスタン	日本法センター視察・講義 於：日本法センター（ウズベキスタン）	社本洋典、上地一郎（名古屋大学）
2/28(土)～3/8(火)	モンゴル	帰国留学生とのネットワーク強化および今後の協力に関する協議等 於：日本法センター、JICAウランバートル事務所（ウランバートル）	中村真咲、バドボルド・アマルサナ（名古屋大学）
3/5(木)～3/15(日)	ベトナム カンボジア	日本法センター（ベトナム・カンボジア）視察など 於：ハノイ法科大学（ハノイ）、王立法経大学（プノンペン）	（ベトナム・カンボジア）鷺見幸美、小越明日香、（ベトナム）田中華子、近藤行人、宮島良子、（カンボジア）金村久美（名古屋大学）
3/15(火)～3/23(月)	ベトナム カンボジア ミャンマー	「アジア法情報」調査、「日本・カンボジア比較法研究に関する国際会議」の準備・参加など 於：ハノイ法科大学、UNDP、JICA（ハノイ）、王立法経大学（プノンペン）、JICA（ヤンゴン）など	牧野絵美（名古屋大学）
3/11(水)～3/16(月)	ドイツ	国際シンポジウム「成熟市民社会創造に際する法の役割と法整備支援の役割」参加 於：ベルリン日独センター（ベルリン）	鮎京正訓、市橋克哉、中村真咲（名古屋大学）、徳田博人（琉球大学）
4/9(木)～4/12(日)	ベトナム	研究打ち合わせなど 於：日本法センター（ベトナム）、JETRO、JICA、日本大使館、ハノイ工科大学、教育訓練省 など	佐分晴夫、小島泰典、鮎京正訓、コン・テイリ、中村真咲（名古屋大学）、加藤武夫
4/27(月)～5/4(月)	カンボジア	カンボジア法に関する現地調査 於：司法省、弁護士養成所、裁判官養成所、国立公文書館（プノンペン）	コン・テイリ（名古屋大学）
その他海外派遣・受入			
受入		受入者	
1/10(日)～2/20(金)	アゼルバイジャン	日本における人口統計学の発展と展望について研究調査 於：名古屋大学・国立社会保障・人口問題研究所（東京都千代田区）	サビーナ・アバソフ（労働と社会問題に関する科学的調査・訓練センター）
4/25(金)～4/30(水)	ベトナム	「『郷約』の比較法的研究～中国、韓国、ベトナム～」に関する研究打合せ、ベトナム民法・ビジネス法に関する研究会 於：名古屋大学・CALE（名古屋市）等	ダオ・チ・ウック（ハノイ国家大学）、レ・ラン・アイン（技術開発会社）

CALE外国人客員研究員紹介



2009年1月5日から3月27日までの約3ヶ月間、CALE外国人研究員（客員准教授）として辛崇陽（シン・チョンヤン）教授をお迎えしました。辛先生は中国政法大学教授であり、同大学法律碩士学院の副院長でもあられます。先生は名古屋大学で10年間学ばれた経歴をお持ちであり、国際法を専門とされております。

この度の滞在期間中は、「条約法条約の研究」というテーマに関する日本と中国との比較研究という視点から、「個人権利にかかわる条約解釈のあり方について—最高裁西松建設会社事件判決を素材に一」の研究を行われました。